【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年２月７日
【四半期会計期間】	第42期第３四半期(自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日)
【会社名】	株式会社　みちのく銀行
【英訳名】	THE MICHINOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　髙　田　邦　洋
【本店の所在の場所】	青森県青森市勝田一丁目３番１号
【電話番号】	(017)774局1111番　（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長　　岩　岡　高　徳
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目28番５号 株式会社　みちのく銀行　東京事務所
【電話番号】	(03)3661局8011番
【事務連絡者氏名】	執行役員東京事務所長　　福　士　勝　彦
【縦覧に供する場所】	株式会社　みちのく銀行　東京支店 （東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目28番５号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

		平成24年度 第３四半期 連結累計期間	平成25年度 第３四半期 連結累計期間	平成24年度
		（自 平成24年 ４月１日 至 平成24年 12月31日）	（自 平成25年 ４月１日 至 平成25年 12月31日）	（自 平成24年 ４月１日 至 平成25年 ３月31日）
経常収益	百万円	31,152	30,770	43,533
経常利益	百万円	2,903	4,307	3,890
四半期純利益	百万円	2,806	4,034	―
当期純利益	百万円	―	―	3,579
四半期包括利益	百万円	4,800	2,962	―
包括利益	百万円	―	―	8,196
純資産額	百万円	71,542	77,303	74,951
総資産額	百万円	2,003,229	2,098,113	1,979,405
１株当たり四半期純利益金額	円	19.67	28.27	―
１株当たり当期純利益金額	円	―	―	23.11
潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益金額	円	10.85	17.57	―
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	円	―	―	15.72
自己資本比率	%	3.6	3.7	3.8

		平成24年度第３四半期 連結会計期間	平成25年度第３四半期 連結会計期間
		（自 平成24年 10月１日 至 平成24年 12月31日）	（自 平成25年 10月１日 至 平成25年 12月31日）
１株当たり四半期純利益金額 （△は１株当たり四半期純損失金額）	円	6.71	11.40

（注）１．当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
２．第３四半期連結累計期間に係る１株当たり情報の算定上の基礎は、「第４ 経理の状況」中、「１ 四半期連結財務諸表」の「１株当たり情報」に記載しております。
３．自己資本比率は、（（四半期）期末純資産の部合計－（四半期）期末新株予約権－（四半期）期末少数株主持分）を（四半期）期末資産の部の合計で除して算出しております。

２ 【事業の内容】

当第３四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。また、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある異常な変動等は発生しておりません。

なお、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

２ 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

３ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第３四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績は下記のとおりとなりました。

預金に譲渡性預金を含めた総預金残高は、個人のお客さまの預金残高が増加したことなどにより、前連結会計年度末比856億円増加して１兆9,451億円となりました。

貸出金残高は一般貸出は増加したものの、地方公共団体等向け貸出が減少したことにより前連結会計年度末比169億円減少して１兆2,652億円となりました。

有価証券残高は、昨年末から円安・株高の動きが見られる中、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、前連結会計年度末比129億円減少して3,591億円となりました。

当第３四半期連結累計期間の経常収益は、有価証券利息配当金が増加したものの、その他業務収益の減少などにより、前年同期比３億82百万円減少して307億70百万円となりました。また、経常費用は退職給付費用の減少による営業経費の減少や、株式等の償却費用の減少により、前年同期比17億85百万円減少して264億63百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比14億４百万円増加して43億７百万円となりました。

当連結会計年度から、現役役職員の退職給付制度を「確定給付企業年金制度」から「確定拠出年金制度」へ変更しております。この制度変更に伴い一時的に発生する利益を特別利益として計上した結果、四半期純利益は前年同期比12億28百万円増加して40億34百万円となりました。

なお、当行グループは、報告セグメントが銀行業の単一セグメントであり、上記業績は区分を行わず記載しております。

国内・国際業務部門別収支

当第３四半期連結累計期間の資金運用収支は20,874百万円、役務取引等収支は2,774百万円、その他業務収支は△1,733百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は21,008百万円、役務取引等収支は2,775百万円、その他業務収支は△1,781百万円となりました。また、「国際業務部門」の資金運用収支は196百万円、役務取引等収支は３百万円、その他業務収支は47百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第３四半期連結累計期間	19,415	194	305	19,305
	当第３四半期連結累計期間	21,008	196	330	20,874
うち資金運用収益	前第３四半期連結累計期間	21,168	196	309	21,055
	当第３四半期連結累計期間	22,756	197	333	22,619
うち資金調達費用	前第３四半期連結累計期間	1,752	1	3	1,750
	当第３四半期連結累計期間	1,747	1	3	1,744
役務取引等収支	前第３四半期連結累計期間	2,591	6	114	2,483
	当第３四半期連結累計期間	2,775	3	4	2,774
うち役務取引等収益	前第３四半期連結累計期間	5,038	13	439	4,612
	当第３四半期連結累計期間	5,055	10	236	4,829
うち役務取引等費用	前第３四半期連結累計期間	2,447	6	325	2,128
	当第３四半期連結累計期間	2,280	7	232	2,054
その他業務収支	前第３四半期連結累計期間	93	29	―	122
	当第３四半期連結累計期間	△1,781	47	―	△1,733
うちその他業務収益	前第３四半期連結累計期間	5,066	36	―	5,103
	当第３四半期連結累計期間	2,215	47	―	2,262
うちその他業務費用	前第３四半期連結累計期間	4,973	7	―	4,981
	当第３四半期連結累計期間	3,996	―	―	3,996

（注）１　国内業務部門とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）の円建取引であり、国際業務部門とは、当行の外貨建取引及び海外に本店を有する子会社（以下「海外連結子会社」という。）の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

２　資金調達費用は金銭の信託見合費用（前第３四半期連結累計期間18百万円、当第３四半期連結累計期間19百万円）を控除して表示しております。

３　相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第３四半期連結累計期間の役務取引等収益は4,829百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は5,055百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は10百万円となりました。

当第３四半期連結累計期間の役務取引等費用は2,054百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は2,280百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は７百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第３四半期連結累計期間	5,038	13	439	4,612
	当第３四半期連結累計期間	5,055	10	236	4,829
うち預金・貸出業務	前第３四半期連結累計期間	880	―	―	880
	当第３四半期連結累計期間	926	―	―	926
うち為替業務	前第３四半期連結累計期間	1,283	12	0	1,295
	当第３四半期連結累計期間	1,257	10	0	1,267
うち証券関連業務	前第３四半期連結累計期間	12	―	―	12
	当第３四半期連結累計期間	26	―	―	26
うち代理業務	前第３四半期連結累計期間	660	―	―	660
	当第３四半期連結累計期間	650	―	―	650
うち保護預り・貸金庫業務	前第３四半期連結累計期間	48	―	―	48
	当第３四半期連結累計期間	46	―	―	46
うち保証業務	前第３四半期連結累計期間	779	―	324	454
	当第３四半期連結累計期間	680	―	232	448
役務取引等費用	前第３四半期連結累計期間	2,447	6	325	2,128
	当第３四半期連結累計期間	2,280	7	232	2,054
うち為替業務	前第３四半期連結累計期間	258	6	―	264
	当第３四半期連結累計期間	256	6	―	262

(注) １　国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは、当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

２　相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第３四半期連結会計期間	1,857,888	2,860	2,559	1,858,189
	当第３四半期連結会計期間	1,894,493	2,351	1,183	1,895,660
うち流動性預金	前第３四半期連結会計期間	857,870	―	836	857,034
	当第３四半期連結会計期間	916,690	―	683	916,006
うち定期性預金	前第３四半期連結会計期間	988,843	―	1,700	987,143
	当第３四半期連結会計期間	967,147	―	500	966,647
うちその他	前第３四半期連結会計期間	11,174	2,860	23	14,011
	当第３四半期連結会計期間	10,655	2,351	―	13,006
譲渡性預金	前第３四半期連結会計期間	27,775	―	800	26,975
	当第３四半期連結会計期間	52,265	―	2,800	49,465
総合計	前第３四半期連結会計期間	1,885,663	2,860	3,359	1,885,164
	当第３四半期連結会計期間	1,946,758	2,351	3,983	1,945,126

(注) 1　国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは、当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2　相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

3　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4　定期性預金＝定期預金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第３四半期連結会計期間		当第３四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,219,685	100.00	1,264,581	100.00
製造業	68,979	5.65	83,319	6.58
農業，林業	13,165	1.07	12,406	0.98
漁業	1,004	0.08	1,007	0.07
鉱業，採石業，砂利採取業	1,161	0.09	1,940	0.15
建設業	47,454	3.89	46,639	3.68
電気・ガス・熱供給・水道業	19,419	1.59	22,765	1.80
情報通信業	6,355	0.52	7,389	0.58
運輸業，郵便業	33,292	2.72	36,753	2.90
卸売業，小売業	111,762	9.16	117,257	9.27
金融業，保険業	55,454	4.54	53,914	4.26
不動産業，物品賃貸業	157,283	12.89	160,998	12.73
学術研究・専門・技術サービス業	2,911	0.23	3,044	0.24
宿泊業	8,762	0.71	8,310	0.65
飲食業	7,938	0.65	7,568	0.59
生活関連サービス業・娯楽業	6,940	0.56	6,578	0.52
教育・学習支援業	3,301	0.27	3,132	0.24
医療・福祉	63,593	5.21	67,269	5.31
その他のサービス	37,492	3.07	36,340	2.87
国・地方公共団体	199,135	16.32	201,354	15.92
その他	374,275	30.68	386,591	30.57
国際業務部門	602	100.00	658	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	602	100.00	658	100.00
合計	1,220,288	—	1,265,239	—

（注）　国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門とは、当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

事業上及び財務上の対処すべき課題の認識について、重要な変更はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
Ａ種優先株式	300,000,000
計	600,000,000

② 【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数(株)(平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株)(平成26年２月７日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	150,895,263	同左	東京証券取引所市場第一部	（注）１
Ａ種優先株式	40,000,000	同左	非上場	（注）２
計	190,895,263	同左	―	―

（注）１．完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式（単元株式数1,000株）であります。

２．無議決権株式（単元株式数1,000株）であります。また、会社法第322条第２項の規定による定款の定めはありません。なお、Ａ種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

(1) Ａ種優先配当金

当銀行は、定款第42条第１項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「Ａ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。）（以下、「Ａ種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して下記(５)に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) Ａ種優先配当年率

平成22年３月31日に終了する事業年度に係るＡ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率＝初年度Ａ種優先配当金÷Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度Ａ種優先配当金」とは、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）（ただし、Ａ種優先株式の発行決議日をＡ種優先配当年率決定日として算出する。）に0.95%を加えた割合（%未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年３月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第４位まで算出し、その小

数第４位を切上げる。）とする。

平成22年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＡ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）＋0.95%

なお、平成22年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＡ種優先配当年率は、%未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）」とは、毎年の４月１日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「Ａ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円ＴＩＢＯＲ）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）が公表されていない場合は、Ａ種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円ＬＩＢＯＲ12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（ＢＢＡ）によって公表される数値を、日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が８%を超える場合には、Ａ種優先配当年率は８%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) Ａ種優先中間配当金

当銀行は、定款第43条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

①残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

②非参加条項

Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③経過Ａ種優先配当金相当額

Ａ種優先株式１株当たりの経過Ａ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にＡ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

Ａ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、Ａ種優先株主は、定時株主総会にＡ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

①取得請求権

Ａ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するＡ種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、Ａ種優先株主がかかる取得の請求をしたＡ種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該Ａ種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(８)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

②取得を請求することのできる期間

平成29年４月１日から平成36年９月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株主が取得の請求をしたＡ種優先株式数にＡ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。

④当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ５連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ１年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第３金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の５連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの５連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記５連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦下限取得価額

Ａ種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の５連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧取得価額の調整

イ．Ａ種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は１とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は１とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ．(i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。

(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv) 取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には０円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ．上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

⑪取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

①金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月１日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ａ種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をＡ種優先株主に対して交付する

ものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(８)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

②取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式１株につき、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(６)③に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

①分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第３四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年12月４日
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,710,280（注）１
新株予約権の行使時の払込金額(円)	214
新株予約権の行使期間	平成26年２月３日から平成31年１月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　214 資本組入額　107
新株予約権の行使の条件	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第２項本文及び第３項本文の定めにより新株予約権又は社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	（注）３
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

２．当行が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。

３．各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

４．当行が組織再編成行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継

当行は、当行が組織再編成行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。）は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、下記に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。

(1) 承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記「(4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額」に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。

(5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(6) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日（当行が行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編成行為の効力

発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、前記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) その他の承継新株予約権の行使の条件

当行が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。

(9) 承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成25年12月31日	―	190,895	―	34,167	―	19,167

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000	―	（注）２
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	（自己保有株式） 普通株式 8,178,000	―	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 141,135,000	141,135	同上
単元未満株式	普通株式 1,582,263	―	（注）３
発行済株式総数	190,895,263	―	―
総株主の議決権	―	141,135	―

（注）１　当第３四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年９月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

２　A種優先株式の内容については、「（１）株式の総数等②発行済株式」に記載しております。

３　「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式521株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目３番１号	8,178,000	―	8,178,000	4.28
計	―	8,178,000	―	8,078,000	4.28

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１　当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、第３四半期連結会計期間（平成25年10月１日から平成25年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成25年４月１日から平成25年12月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第５条第１項ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当該四半期連結財務諸表に含まれる比較情報については、同附則第５条第２項により、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

２　当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間（自平成25年10月１日 至平成25年12月31日）及び第３四半期連結累計期間（自平成25年４月１日 至平成25年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
現金預け金	170,317	378,750
コールローン及び買入手形	102,069	31,475
買入金銭債権	3,445	3,099
商品有価証券	27	30
金銭の信託	18,892	20,240
有価証券	※2 372,041	※2 359,149
貸出金	※1 1,282,171	※1 1,265,239
外国為替	1,081	1,456
その他資産	8,062	8,844
有形固定資産	15,458	17,361
無形固定資産	4,160	3,935
退職給付に係る資産	―	6,733
繰延税金資産	12,117	11,592
支払承諾見返	9,435	8,979
貸倒引当金	△19,875	△18,776
資産の部合計	1,979,405	2,098,113
負債の部		
預金	1,830,144	1,895,660
譲渡性預金	29,434	49,465
借用金	2,000	2,000
外国為替	51	2
社債	15,000	15,000
新株予約権付社債	―	7,000
その他負債	12,453	34,907
賞与引当金	957	488
退職給付引当金	3,029	―
退職給付に係る負債	―	5,654
睡眠預金払戻損失引当金	1,032	808
偶発損失引当金	266	214
利息返還損失引当金	37	34
繰延税金負債	1	―
再評価に係る繰延税金負債	609	594
支払承諾	9,435	8,979
負債の部合計	1,904,454	2,020,810
純資産の部		
資本金	34,167	34,167
資本剰余金	29,748	29,748
利益剰余金	10,420	12,651
自己株式	△2,666	△2,669
株主資本合計	71,670	73,898
その他有価証券評価差額金	2,930	1,953
土地再評価差額金	197	175
退職給付に係る調整累計額	―	1,059
その他の包括利益累計額合計	3,127	3,189
新株予約権	145	208
少数株主持分	7	7

純資産の部合計	74,951	77,303
負債及び純資産の部合計	1,979,405	2,098,113

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)
経常収益	31,152	30,770
資金運用収益	21,055	22,619
（うち貸出金利息）	17,814	16,802
（うち有価証券利息配当金）	3,031	5,616
役務取引等収益	4,612	4,829
その他業務収益	5,103	2,262
その他経常収益	※1　380	※1　1,058
経常費用	28,248	26,463
資金調達費用	1,768	1,764
（うち預金利息）	1,458	1,429
役務取引等費用	2,128	2,054
その他業務費用	4,981	3,996
営業経費	18,604	18,266
その他経常費用	※2　765	※2　381
経常利益	2,903	4,307
特別利益	168	975
固定資産処分益	－	1
退職給付制度改定益	－	974
移転補償金	168	－
特別損失	114	180
固定資産処分損	104	167
減損損失	10	13
税金等調整前四半期純利益	2,957	5,102
法人税、住民税及び事業税	142	108
法人税等調整額	7	959
法人税等合計	150	1,068
少数株主損益調整前四半期純利益	2,807	4,034
少数株主利益	0	0
四半期純利益	2,806	4,034

【四半期連結包括利益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）
少数株主損益調整前四半期純利益	2,807	4,034
その他の包括利益	1,993	△1,072
その他有価証券評価差額金	1,993	△976
退職給付に係る調整額	－	△95
四半期包括利益	4,800	2,962
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,800	2,962
少数株主に係る四半期包括利益	0	0

【注記事項】

（会計方針の変更等）

当第３四半期連結累計期間（自　平成25年　４月　１日　至　平成25年　12月　31日）

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年５月17日。）が平成25年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第３四半期連結累計期間よりこれらの会計基準等を適用し、年金制度に係る退職給付債務（未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用を含む。）を年金資産（未認識数理計算上の差異を含む。）の額が超過した額を「退職給付に係る資産」に計上し、退職一時金制度に係る退職給付債務（未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用を含む。）については「退職給付に係る負債」に計上（以下、年金制度及び退職一時金制度の計上を合わせて「未認識項目等の計上」という。）しております。

また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を見直し、平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更（以下「期間帰属方法及び割引率決定方法の変更」という。）しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、当第３四半期連結累計期間の期首において、未認識項目等の計上に係る影響額についてはその他の包括利益累計額の「退職給付に係る調整累計額」に加減しております。また、期間帰属方法及び割引率決定方法の変更に係る影響額については、期首利益剰余金へ加減しております。

この結果、当第３四半期連結累計期間の期首のその他の包括利益累計額が1,155百万円増加し、利益剰余金が972百万円減少しております。

（追加情報）

（確定拠出年金制度への移行）

当行は、退職給付制度として、確定給付企業年金制度を設けておりましたが、平成25年４月１日に開始する連結会計年度の期首から現役役員・行員について確定給付企業年金制度を終了させ、確定拠出年金制度へ移行しております。

これにより、当第３四半期連結累計期間において特別利益974百万円を計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※１．貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
破綻先債権額	1,600百万円	3,839百万円
延滞債権額	30,614百万円	24,877百万円
３ヵ月以上延滞債権額	―百万円	―百万円
貸出条件緩和債権額	7,166百万円	7,085百万円
合計額	39,381百万円	35,803百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※２．有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成25年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
5,665百万円	6,884百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)
貸倒引当金戻入益	―百万円	638百万円
償却債権取立益	56百万円	74百万円

※２．その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)
貸倒引当金繰入額	108百万円	―百万円
株式等償却	271百万円	12百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第３四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)
減価償却費	1,136百万円	1,579百万円
のれんの償却額	―百万円	―百万円

(株主資本等関係)

前第３四半期連結累計期間(自　平成24年４月１日　至　平成24年12月31日)

１．配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年６月24日定時株主総会	普通株式	570	4.00	平成24年３月31日	平成24年６月27日	その他利益剰余金
	A種優先株式	284	7.10	平成24年３月31日	平成24年６月27日	その他利益剰余金

２．基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第３四半期連結累計期間(自　平成25年４月１日　至　平成25年12月31日)

１．配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年６月25日定時株主総会	普通株式	570	4.00	平成25年３月31日	平成25年６月26日	その他利益剰余金
	A種優先株式	282	7.05	平成25年３月31日	平成25年６月26日	その他利益剰余金

２．基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

前連結会計年度（平成25年３月31日）

科目	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金預け金	170,317	170,317	―
(2)コールローン及び買入手形	102,069	102,069	―
(3)買入金銭債権（※１）	3,444	3,444	―
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	27	27	―
(5)金銭の信託	18,892	18,892	―
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	11,667	11,711	44
その他有価証券	357,716	357,716	―
(7)貸出金	1,282,171		
貸倒引当金（※１）	△19,766		
	1,262,405	1,290,994	28,589
資産計	1,926,539	1,955,172	28,633
(1)預金	1,830,144	1,832,237	2,093
(2)譲渡性預金	29,434	29,434	―
(3)社債	15,000	15,027	27
負債計	1,874,578	1,876,699	2,120
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(264)	(264)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
デリバティブ取引計	(264)	(264)	―

当第３四半期連結会計期間（平成25年12月31日）

科目	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金預け金	378,750	378,750	―
(2)コールローン及び買入手形	31,475	31,475	―
(3)買入金銭債権（※１）	3,099	3,099	―
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	30	30	―
(5)金銭の信託	20,240	20,240	―
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	12,886	12,942	56
その他有価証券	343,425	343,425	―
(7)貸出金	1,265,239		
貸倒引当金（※１）	△18,708		
	1,246,530	1,272,075	25,544
資産計	2,036,438	2,062,039	25,600
(1)預金	1,895,660	1,896,786	1,125
(2)譲渡性預金	49,465	49,465	0
(3)社債	15,000	15,096	96
(4)新株予約権付社債	7,000	7,420	420
負債計	1,967,126	1,968,768	1,642
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	249	249	―
ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
デリバティブ取引計	249	249	―

(※１)　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）から直接減額しております。

(※２)　その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

(注)　四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）のうち、その他資産、支払承諾見返、借用金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注)１．現金預け金の時価の算定方法

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

２．コールローン及び買入手形の時価の算定方法

これらは、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

３．買入金銭債権の時価の算定方法

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

４．商品有価証券の時価の算定方法

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

５．金銭の信託の時価の算定方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

６．有価証券の時価の算定方法

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、変動利付国債の時価については、前連結会計年度末においては、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、当第３四半期連結会計期間末においては、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し市場価格をもって四半期連結貸借対照表計上額としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

７．貸出金の時価の算定方法

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結決算日（連結決算日）における四半期連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価格を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

８．預金及び譲渡性預金の時価の算定方法

要求払預金については、四半期連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

９．社債及び新株予約権付社債の時価の算定方法

当行の発行する社債及び新株予約権付社債の時価は、市場価格によっております。

10．デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(有価証券関係)

※１．企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

※２．四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年３月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	6,002	6,003	1
社債	5,665	5,707	42
合計	11,667	11,711	44

当第３四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	6,002	6,000	△1
社債	6,884	6,942	58
合計	12,886	12,942	56

２．その他有価証券

前連結会計年度(平成25年３月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	6,603	8,198	1,595
債券	320,924	321,730	805
国債	269,854	270,186	331
地方債	1,298	1,327	29
社債	49,771	50,216	444
その他	27,016	28,767	1,750
合計	354,544	358,695	4,151

当第３四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	5,803	8,222	2,418
債券	309,910	309,520	△389
国債	264,766	264,138	△627
地方債	938	956	17
社債	44,205	44,425	219
その他	25,407	26,036	629
合計	341,121	343,780	2,658

その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当第３四半期連結累計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、1,680百万円（うち株式232百万円、その他の証券1,447百万円）であります。

当第３四半期連結累計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年３月31日）及び当第３四半期連結会計期間（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年３月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約			
	売建	28	0	0
	買建	―	―	―
合計		―	0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当第３四半期連結会計期間（平成25年12月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約			
	売建	21	△0	△0
	買建	―	―	―
合計		―	△0	△0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成25年３月31日）及び当第３四半期連結会計期間（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成25年３月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物			
	売建	60,101	△264	△264
	買建	―	―	―
合計		―	△264	△264

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所における最終の価格によっております。

当第３四半期連結会計期間（平成25年12月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物			
	売建	83,375	250	250
	買建	―	―	―
合計		―	250	250

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
2　時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成25年３月31日）及び当第３四半期連結会計期間（平成25年12月31日）
該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成25年３月31日）及び当第３四半期連結会計期間（平成25年12月31日）
該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)
(1) １株当たり四半期純利益金額	円	19.67	28.27
（算定上の基礎）			
四半期純利益	百万円	2,806	4,034
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	―
普通株式に係る四半期純利益	百万円	2,806	4,034
普通株式の期中平均株式数	千株	142,711	142,716
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	円	10.85	17.57
（算定上の基礎）			
四半期純利益調整額	百万円	―	―
普通株式増加数	千株	116,086	86,868
うち優先株式	千株	115,207	83,963
うち新株予約権付社債	千株	―	1,546
うち新株予約権	千株	878	1,358
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		―	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年２月７日

株式会社みちのく銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村　田　賢　治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪　寺　　信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成25年10月１日から平成25年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成25年４月１日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論
当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。